

第 2 章

計画策定の背景

- 1 大田区の現状
- 2 踏まえるべき社会動向



第2章

計画策定の背景

1 大田区の現状

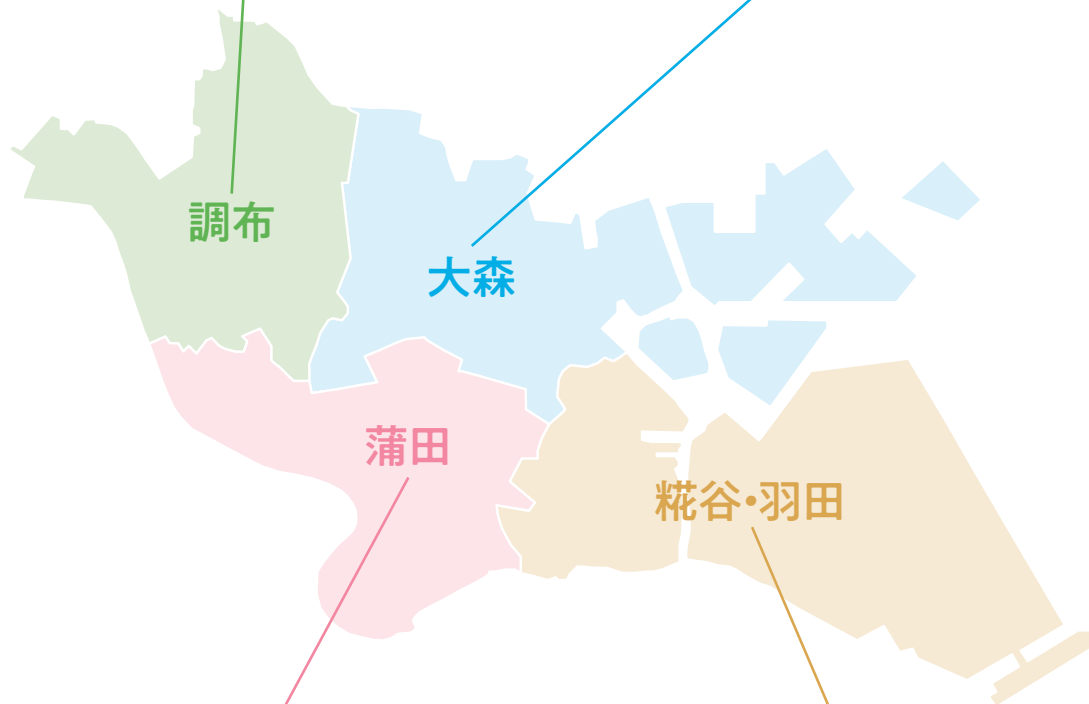
(1) 位置、場所、面積、地域区分

大田区は東京23区の最南端に位置し、東は東京湾、西・南は多摩川に面しています。また、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、神奈川県川崎市とそれぞれ隣接しています。

総面積は61.86km²で、23区で最も面積が大きい区です。

区西部の多摩川沿いに位置し、水とみどり*に恵まれ、自然との調和がとれた、閑静な住宅街が広がる地域で、湧水や池、小川なども多く、自然に親しみくつろげるエリア

海苔づくりの歴史に触れることができる海岸沿いの地域から、大森貝塚や馬込文士村など、歴史と文化の香りを感じることができる内陸地域まで、様々な顔を持つエリア



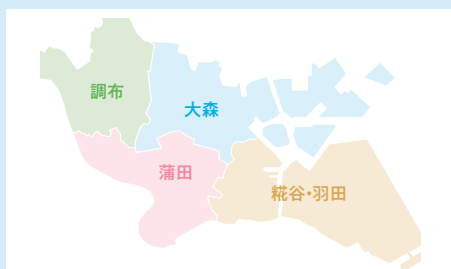
多摩川に面し豊かな自然が残る一方、多くの人でにぎわう蒲田駅があるほか、大小様々な事業所、ものづくりの工場、住宅地が混在するエリア

東側に羽田空港があり、国際都市おおた*の玄関口である一方、みどり豊かな多摩川に面しており、河口付近ではたくさんの珍しい生き物が生息し、自然との調和がとれたエリア

(2) 大田区の特徴

面積

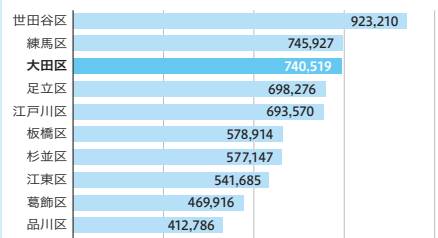
61.86km² 23区で1位



資料：全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）
（令和6年10月1日時点）

人口

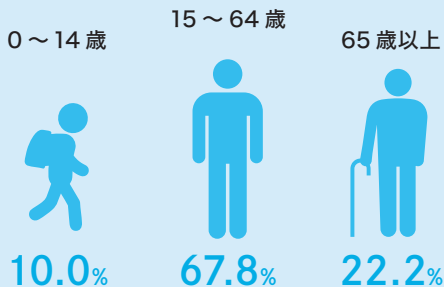
総人口は23区で3位



資料：住民基本台帳による世帯と人口：毎月（東京都）を基に作成
（令和7年1月1日時点）

年齢

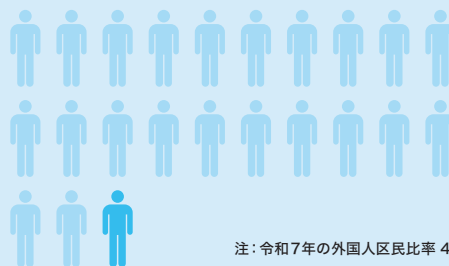
年齢構成



資料：区住民基本台帳データ（令和7年1月1日時点）

外国人

区民のおよそ23人に1人が外国人

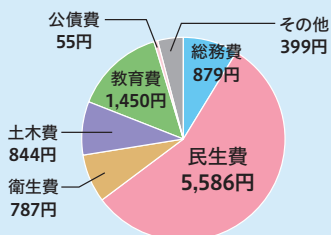


注：令和7年の外国人区民比率 4.3%

資料：区住民基本台帳データ（令和7年1月1日時点）

財政

区の歳出を1万円とすると…



最も大きい歳出は民生費、5,586円

資料：OTAシティ・マネジメントレポート（令和5年度決算版）を基に作成

空港

世界とつながる日本の玄関口、
羽田空港



ものづくり

製造業事業所数は都内最多!



商業

商店街数は都内最多!



新産業創造・発信拠点

イノベーション*拠点
「羽田イノベーションシティ*」



銭湯

銭湯数は都内最多!
「黒湯」が有名



SDGs

令和5年度、「SDGs未来都市*」・
「自治体SDGsモデル事業*」にW選定!



大田区公式PRキャラクター

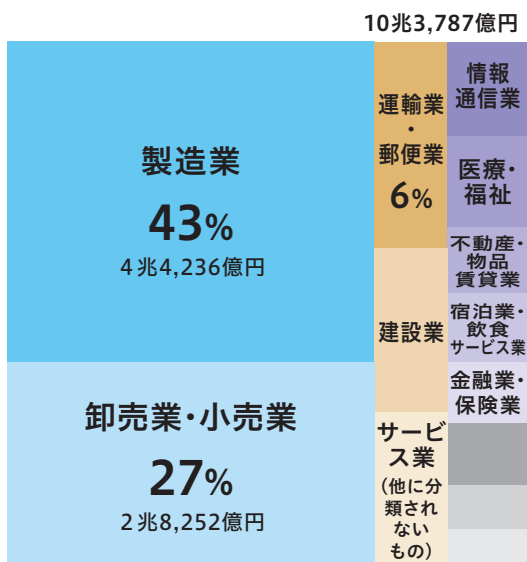
大田区の特徴である
羽田空港、桜、銭湯をPR



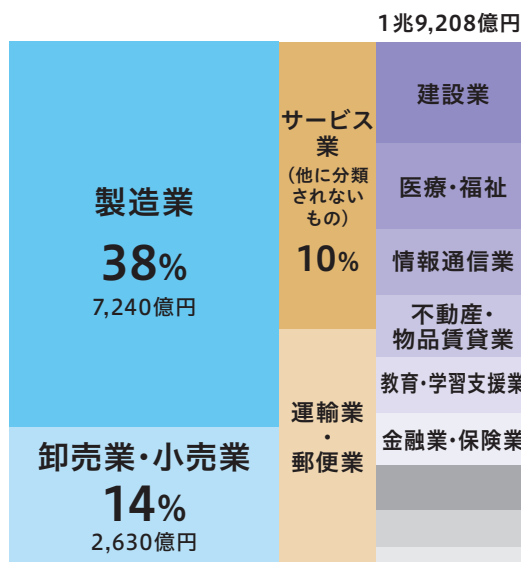
産業構造

企業単位の売上高、付加価値額では製造業が最多、
事業所単位の事業所数、従業者数では卸売業・小売業が最多

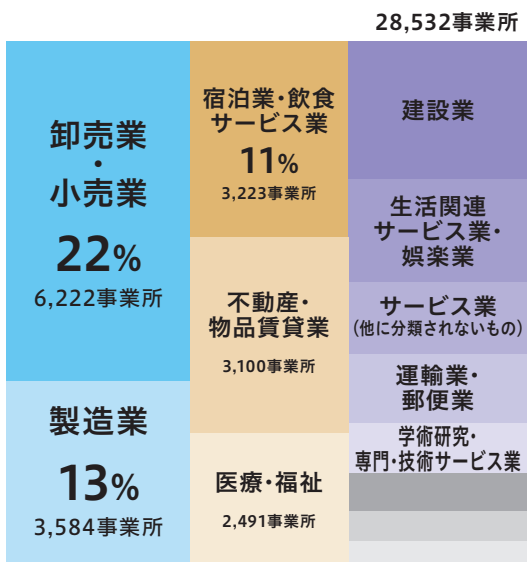
売上高（企業単位）



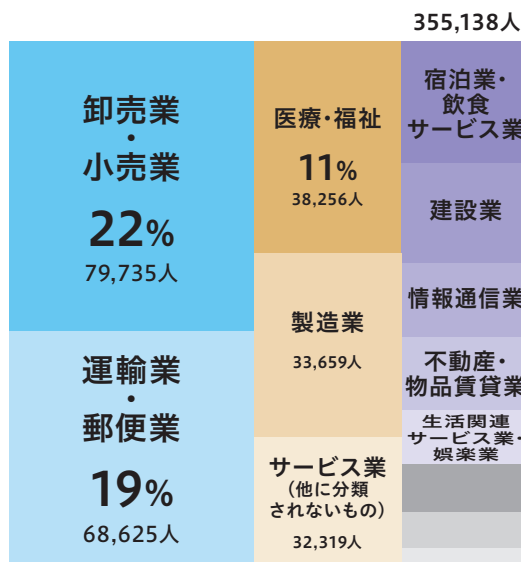
付加価値額（企業単位）



事業所数（事業所単位）



従業者数（事業所単位）



注：表示単位未満を切捨て
資料：令和3年経済センサス-活動調査（総務省・経済産業省）を基に作成

用語解説

- イノベーション…P210
- 羽田イノベーションシティ…P220
- SDGs未来都市…P224
- 自治体SDGsモデル事業…P215

(3) これまでの総合計画とまちづくりの進展

ア 「大田区基本構想」(昭和57年度～)・

「大田区長期基本計画」(昭和58年度～平成12年度)

昭和57年に、21世紀をめざしたまちづくりのため、「安全で快適な、活力と思いやりのある、文化・福祉都市」を将来像として掲げた、大田区では初となる基本構想を策定しました。

大田区は、東京南部の工業地帯と住宅地の中核として発展していましたが、着実に進む高齢化や、産業構造の変化への対応、公害などによる居住環境の悪化などが解決すべき課題となっていました。

この時期以降、バブル経済の崩壊などの社会状況の変化がありましたが、区は、高齢化に対応した福祉サービスの充実や産業振興拠点の整備、生活環境及び都市基盤の整備などを進めました。

イ 「大田区長期基本計画 おおたプラン2015」(平成13年度～平成20年度)

前計画の目標年次となる平成13年度を迎える頃の社会は、ICT*技術の進展がグローバル化を後押しした時代でした。この頃は高齢化だけでなく、少子化についても社会課題としての認識が強まっていました。また、平成12年に都区制度改革が実施された結果、特別区は基礎的な地方公共団体として位置付けられ、区民に身近な事務が東京都から区に移管されました。

計画策定以降の社会を取り巻く状況は、ライフスタイルの多様化、国際競争の激化など大きく変化しました。区では、子ども家庭支援センターの開設などの子育て支援体制の充実や産業集積*の維持・発展に向けた支援、京急蒲田駅を中心とした連続立体交差事業などを推進しました。



子ども家庭支援センター大森(キッズな大森)



京急蒲田駅を中心とした連続立体交差事業

ウ 「大田区基本構想」(平成20年度～)・

「大田区10か年基本計画 おおた未来プラン10年」(平成21年度～平成30年度)

平成20年に基本構想を策定し、「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市おおた」を将来像に掲げ、「地域力」「国際都市」を区政のキーワードにしました。

この10年間は、世界同時不況による長期的な経済停滞や少子高齢化の更なる進行、羽田空港の国際化、東日本大震災による防災意識の高まり、保育園待機児童の増加など、大きな社会状況の変化がありました。

区は、地域力の土台となる地域の担い手づくりや地域活動拠点の整備、地域力応援基金の創設による活動助成などによって、地域との連携・協力を強化することで、防災・防犯、福祉、子育て、教育など、様々な分野の地域課題解決に取り組み、「地域力」を活かしたまちづくりを推進しました。「国際都市」の実現に向けては、外国人区民も暮らしやすい生活環境整備や国際理解・国際交流などを推進しました。



国際交流の推進

エ 「おおた重点プログラム」(令和元年度～令和2年度)・

「新おおた重点プログラム」(令和2年度～令和6年度)

令和元年の台風19号の影響により、区内で大規模な被害が発生し、防災・減災を重視したまちづくりが、より強く求められるようになりました。

翌、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会情勢や区を取り巻く状況を一変させ、区民生活や区内経済に大きな影響を及ぼしました。区は、全事務事業の見直し・再構築を行うことで経営資源*を再配分し、区民生活及び区内経済を支える緊急対応等を迅速に実施しました。また、ポストコロナ*を見据えた、デジタル技術の活用による地域活動支援やICT教育の推進、公民連携や働き方改革等による新たな自治体経営*へのシフトなどを進めました。

令和4年6月、新空港線*の整備に関する都区負担割合を含む事項について、東京都と合意に至りました。同年10月には、第一期整備の整備主体となる第三セクター「羽田エアポートライン株式会社*」を設立するなど、新空港線を昭和57年の基本構想に位置付けて以来、実現に向けた大きな一歩を踏み出しました。令和5年11月には、新産業創造・発信拠点である「羽田イノベーションシティ*」がグランドオープンし、「先端」と「文化」の2つの産業を柱に、地域経済の活性化、国際競争力の強化を推進しています。



羽田イノベーションシティ

用語解説

- ICT…P223 ●産業集積…P214 ●経営資源…P212 ●ポストコロナ…P221
- 自治体経営…P215 ●新空港線…P217 ●羽田エアポートライン株式会社…P220
- 羽田イノベーションシティ…P220

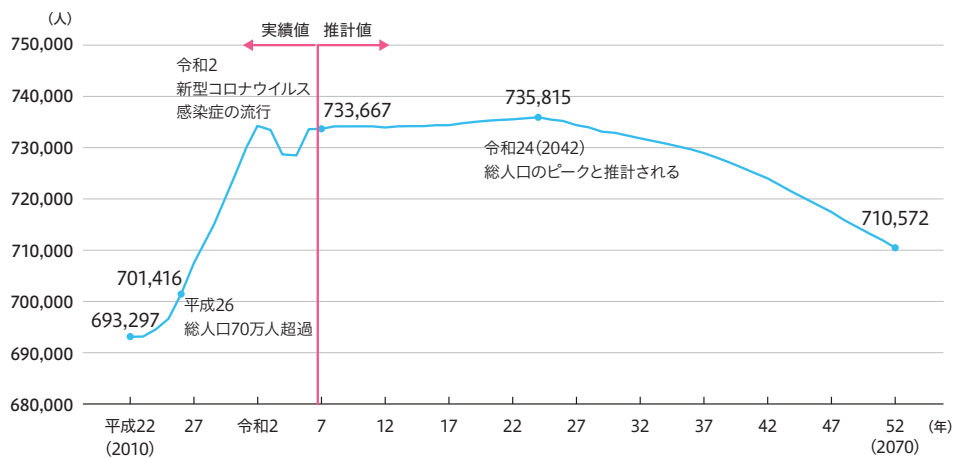
(4) 人口の現状と将来推計

ア 総人口

大田区の近年の総人口は、転入者数が転出者数を上回る転入超過により増加し続け、平成26年には70万人を超えました。その後も増加傾向は続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年は転入超過数が大幅に減少し、令和3年には2,000人以上の転出超過となり、総人口は減少しました。その後、令和5年に約6,000人の転入超過となったため、令和6年は前年比で総人口が増加しました。

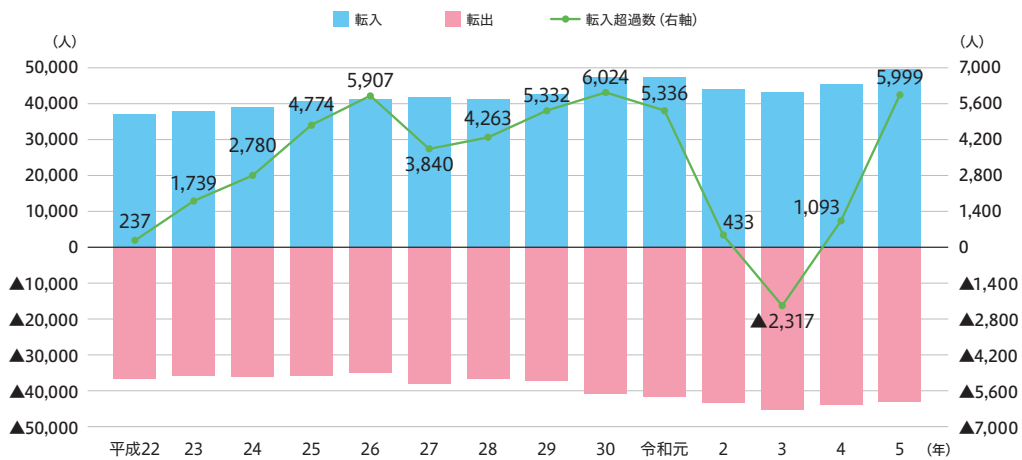
令和7年以降の人口推計では、当面の間、増加傾向で推移しますが、令和24年ごろ（2042年ごろ）をピークに減少傾向に転じる見込みです。

大田区の総人口の推移



注1：各年1月1日時点の人口で、令和6年以前は実績値、令和7年以降は推計値
 注2：令和7年以降の人口は、コーホート要因法*により推計
 資料：（令和6年以前）大田区住民基本台帳を基に作成
 （令和7年以降）大田区人口推計（令和6年4月）を基に作成

大田区の転入者数・転出者数・転入超過数

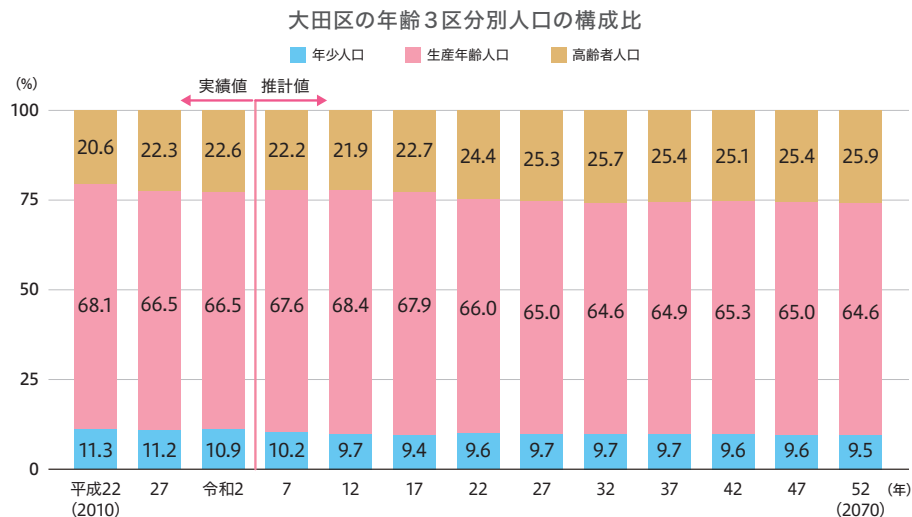


注1：平成29年以前は日本人移動者数のみ、平成30年以降は外国人移動者数を含む
 注2：転入超過数がマイナス(▲)の場合は、転出超過を示す
 資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）を基に作成

イ 年齢3区分別人口の構成比

近年、大田区における年齢3区分別人口の構成比は、年少人口（0～14歳人口）及び生産年齢人口（15～64歳人口）の比率が減少傾向にあり、高齢者人口（65歳以上人口）の比率が増加傾向にありました。

今後の推計としては令和22年（2040年）までの間に、年少人口の比率の減少が進む見込みです。中長期的には、生産年齢人口の比率の減少、高齢者人口の比率の増加が見込まれます。令和27年ごろ（2045年ごろ）には、大田区の総人口のうち約4人に1人が高齢者になると推計されています。

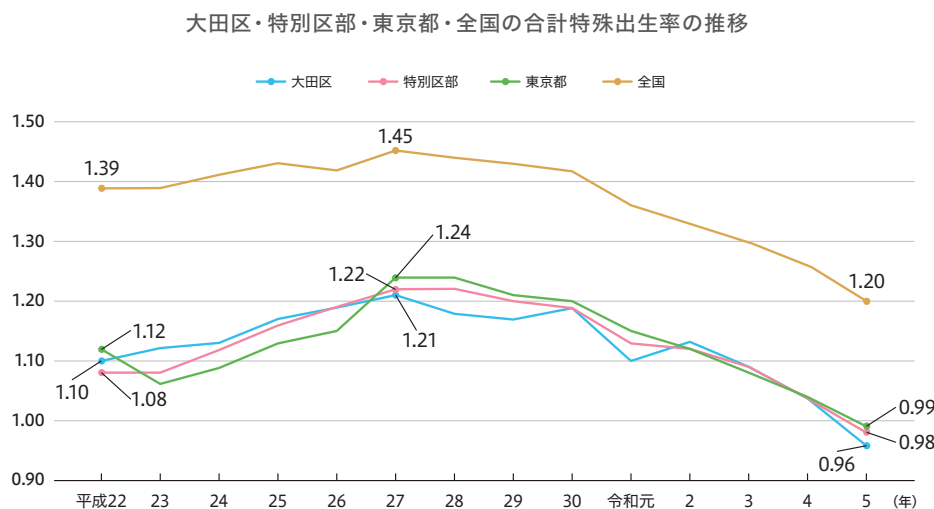


注：各年1月1日時点の人口
資料：(令和6年以前) 大田区住民基本台帳を基に作成
(令和7年以降) 大田区人口推計(令和6年4月)を基に作成

ウ 合計特殊出生率*の推移

大田区の近年の合計特殊出生率は、平成27年まで増加傾向にあり、その後はおおむね減少傾向で推移しています。

全国の合計特殊出生率と比較すると、大田区の合計特殊出生率はいずれの年においても全国を下回っています。特別区部及び東京都の合計特殊出生率と比較すると、平成26年までは特別区部及び東京都の合計特殊出生率を上回る年が多かったものの、平成27年以降は、特別区部及び東京都の合計特殊出生率を下回る年が多くなっています。令和5年には1を下回り、0.96になりました。



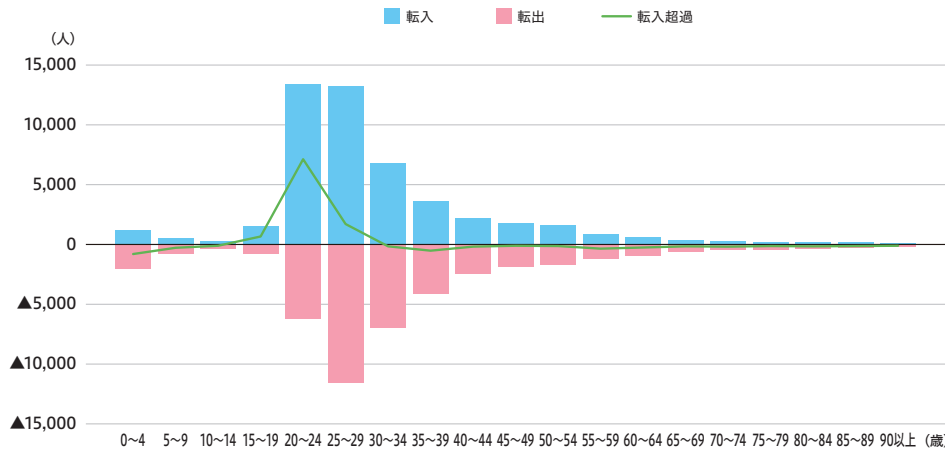
資料：人口動態統計(東京都保健医療局)、人口動態統計(厚生労働省)を基に作成

エ 年齢別転入・転出者数

大田区の令和5年の5歳階級別の転入者数は、20～24歳が最も多く、年齢が高くなるにつれて減少傾向にあります。5歳階級別の転出者数は25～29歳が最も多く、同様に年齢が高くなるにつれて減少傾向にあります。

5歳階級別の人口動態が転入超過となっている年代は、15～19歳、20～24歳、25～29歳のみですが、大田区全体では約6,000人の転入超過となっています。一方で、0～4歳及び35～39歳は転出超過の人数が他の年代と比べて多く、子育て世帯の流出が示唆されています。

大田区の5歳階級別転入・転出者数（令和5年）

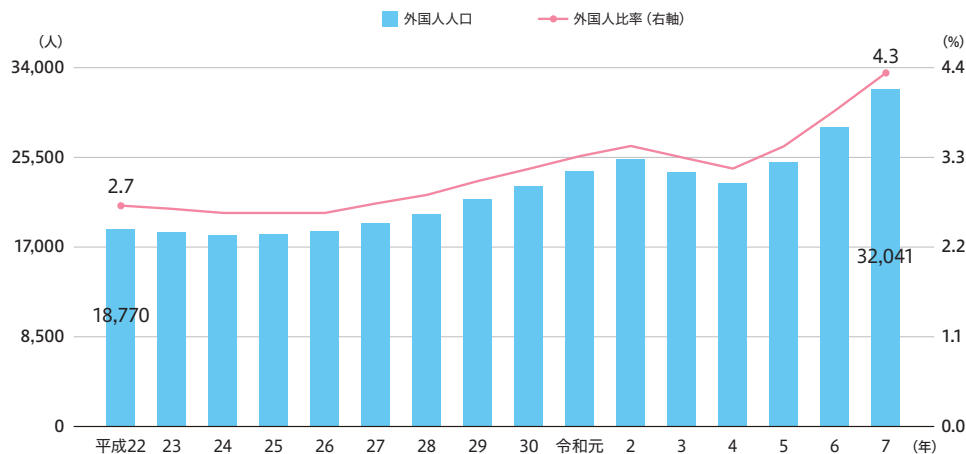


注：転入超過数がマイナス(▲)の場合は、転出超過を示す
資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省）を基に作成

オ 外国人人口

大田区の外国人人口は、近年、おおむね増加傾向で推移しており、令和7年の外国人人口は、平成22年比で約1.7倍となっています。総人口に占める外国人人口の割合も増加傾向にあります。コロナ禍*の令和3年、令和4年は外国人人口が減少しましたが、それ以降は再び増加傾向に転じています。

大田区の外国人人口の推移

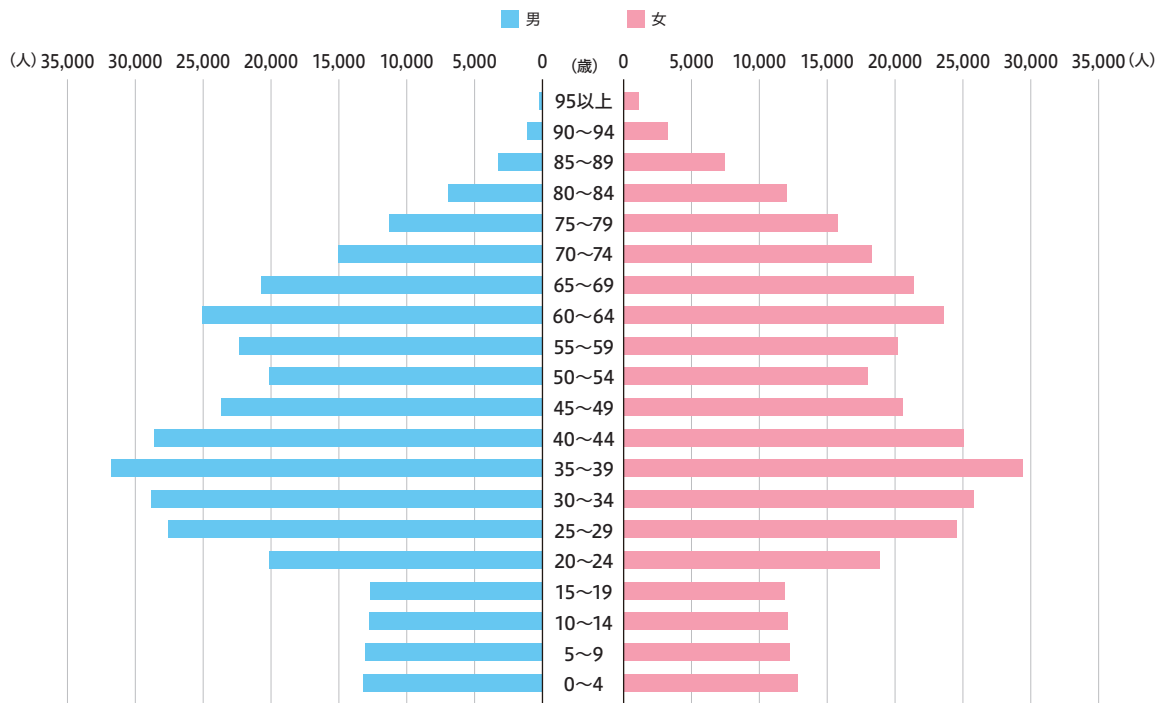


注：各年1月1日時点の人口
資料：大田区住民基本台帳を基に作成

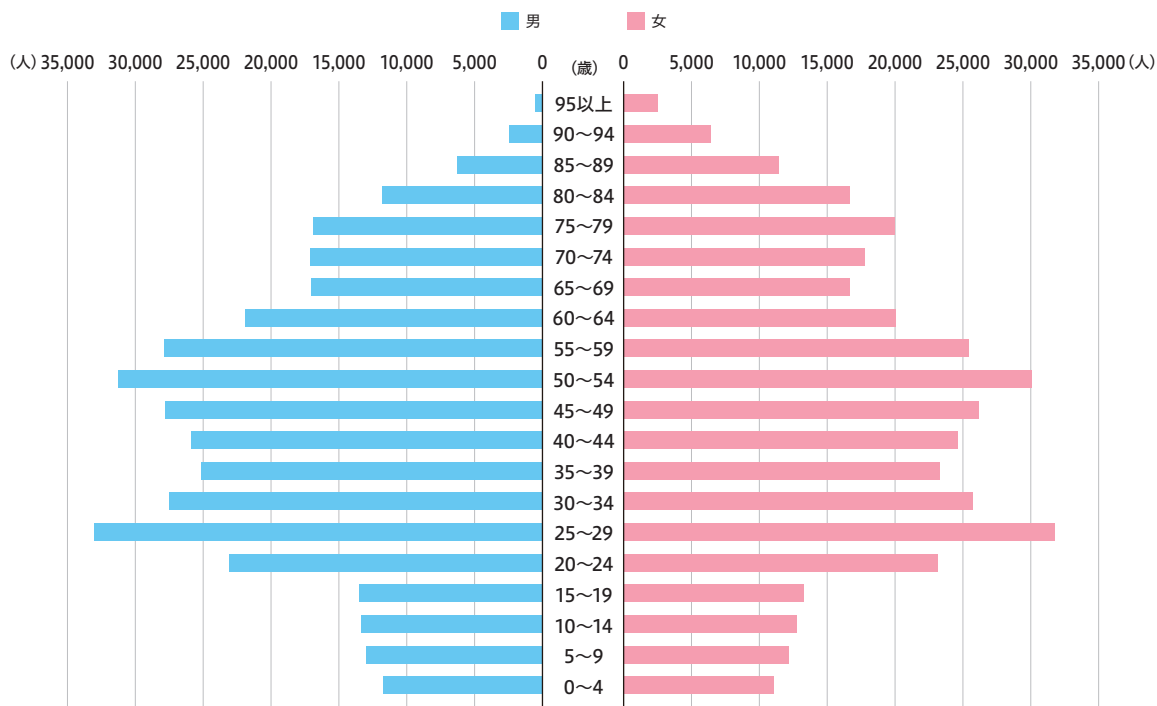
カ 人口ピラミッド*

下図は大田区の人口ピラミッドで、男女別・年齢別の人口構成を示しています。平成22年の大田区では、男女いずれも35～39歳人口が最も多く、次いで30～34歳人口が多くなっていました。一方で、令和7年の大田区では、男女いずれも25～29歳人口が最も多く、次いで50～54歳人口が多くなっています。

大田区の人口ピラミッド (平成22年)



大田区の人口ピラミッド (令和7年)

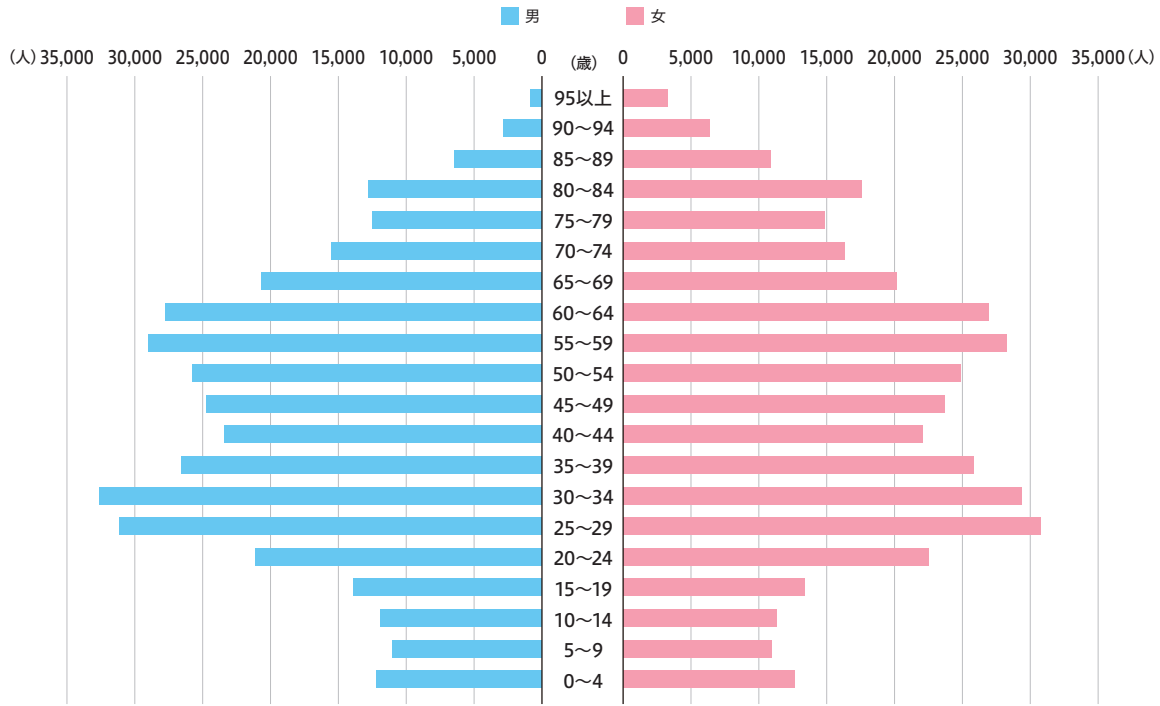


注：平成22年は1月1日時点の人口で、外国人住民を含まない。令和7年は1月1日時点の人口で外国人住民を含む
資料：大田区住民基本台帳を基に作成

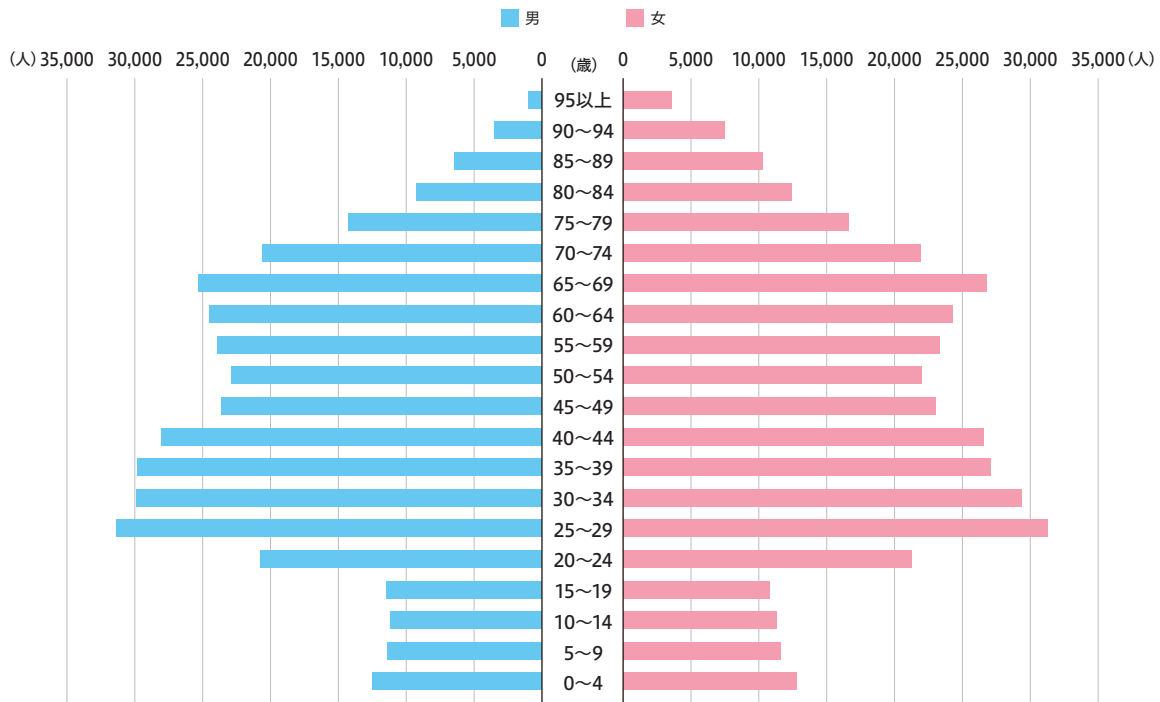
下図は令和14年（2032年）及び令和22年（2040年）の人口を推計し、その結果を人口ピラミッド*で示したものです。令和14年（2032年）の大田区では、男女いずれも25～29歳人口、30～34歳人口、55～59歳人口が特に多いと推計されています。

令和22年（2040年）の大田区では、男女いずれも25～29歳人口が最も多く、次いで30～34歳人口、35～39歳人口が多いと推計されています。

大田区の人口ピラミッド（令和14年（2032年））



大田区の人口ピラミッド（令和22年（2040年））

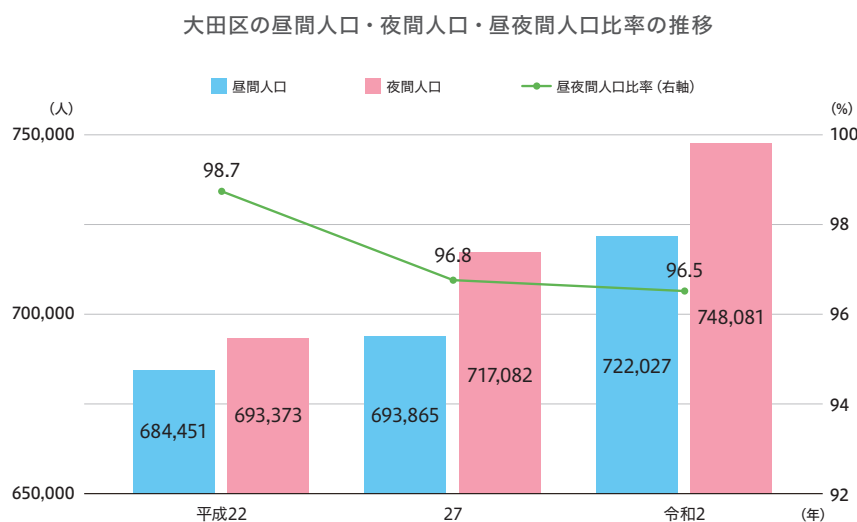


資料：大田区人口推計（令和6年4月）を基に作成

キ 昼夜間人口比率

昼夜間人口比率とは、昼間人口（従業地・通学地による人口）を夜間人口（常住地による人口）で除した値です。昼夜間人口比率が100%を下回っている場合、大田区へ他市区町村から通勤・通学する人口よりも、大田区から他市区町村へ通勤・通学する人口の方が多く、流出超過であることを意味します。

大田区の近年の昼夜間人口比率は低下傾向で推移しています。また、いずれの調査年においても100%を下回っており、流出超過の状態が続いています。



資料：国勢調査（総務省）を基に作成

(5) 都市構造

ア 地形特性

(ア) 区の北西部（台地部）

国分寺崖線及び南北崖線を境とした、武蔵野台地の東端にあたり、谷と丘が入り組んだ起伏のある地形です。関東大震災後住宅化が進み、田園調布、雪谷、久が原、馬込など、みどり*の多い住宅地となっています。

(イ) 区の中央部（低地部）

多摩川、呑川、内川が運んできた土砂が堆積した、比較的平坦な地形です。東海道の街道筋だった地域では、交通の要所となり、古くから人の往来が多く、大正期以降、中小工場が進出し、住宅や工場が近接する地域や商業地を形成しています。

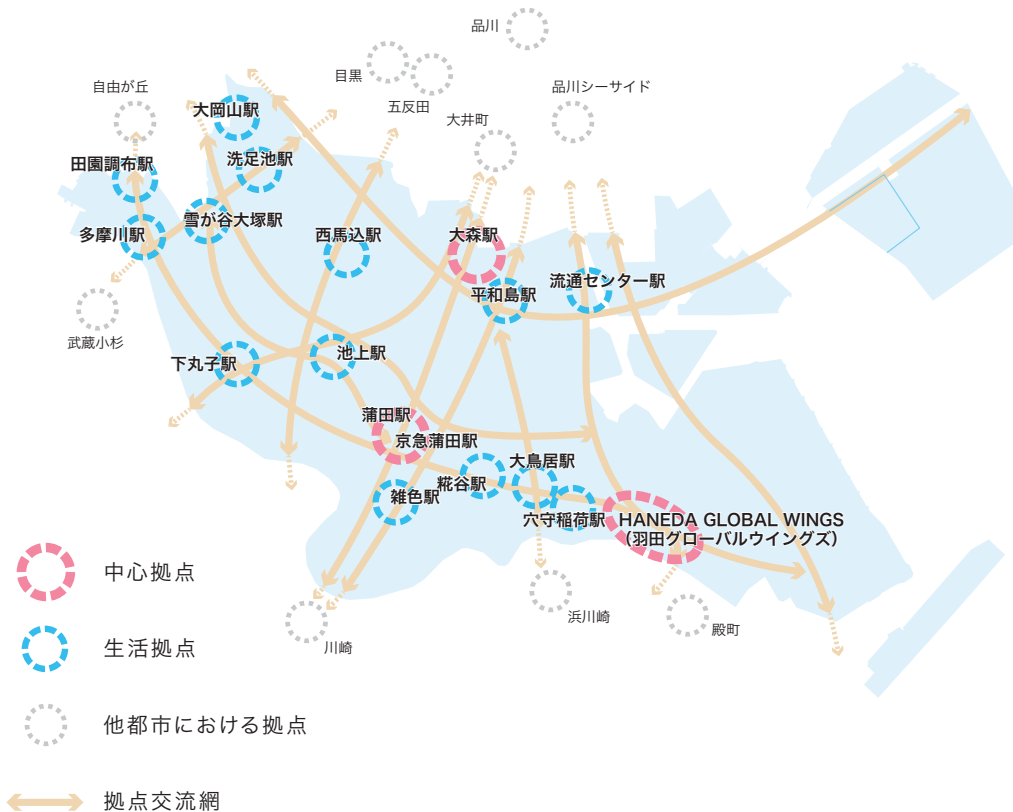
(ウ) 区の東部（空港・臨海部）

昭和の中頃から開始された埋立地からなる、平坦な地形です。空港をはじめトラックターミナルやコンテナふ頭、市場など物流施設のほか、工場団地、野鳥公園など都市機能施設が整備されています。

イ 中心拠点・生活拠点

主要な都市機能や多様な生活関連施設が集まり、地域特性を活かした都市づくりの強化・活性化を図る地域のおおむねの範囲を、大田区の主要な拠点となる「中心拠点」「生活拠点」として設定しています。

分類	考え方	拠点
中心拠点 	商業・業務・公共など主要な都市機能、鉄道・バスなど主要交通の重要な結節機能などが集中して立地する地区。区内全域及び周辺区市との連携・交流の拠点となる。 都市機能や生活関連施設などの更なる集積を図り、広域連携・交流の役割を担う拠点として、都市づくりを強化していく。	大森駅周辺、蒲田・京急蒲田駅周辺、HANEDA GLOBAL WINGS* (羽田グローバルウイングズ)
生活拠点 	暮らす・働くなどの生活を支える多様な機能を有する、若しくは今後機能向上を図る地区。身近な地域同士など区内交流の拠点となる。 地区ごとの生活関連施設の集積を進めるなど、地域特性を活かしながら、生活の中心となる拠点として維持・強化・活性化を行っていく。 臨海部の玄関口としての立地特性を活かしながら、働く人の生活を支える拠点として、交通結節機能などを強化していく。	多摩川駅周辺、池上駅周辺、下丸子駅周辺、平和島駅周辺、雑色駅周辺、田園調布駅周辺、大岡山駅周辺、西馬込駅周辺、雪が谷大塚駅周辺、洗足池駅周辺、糞谷駅周辺、大鳥居駅周辺、穴守稲荷駅周辺 流通センター駅周辺



資料：大田区都市計画マスタープランを基に作成

(6) 財政見通し

ア 基本的な考え方

区が抱える財政需要は、少子高齢化に伴う扶助費*・特別会計繰出金*といった社会保障関係経費、学校・公共施設など区有施設の維持更新や都市インフラの強靱化に向けた投資的経費などが増加傾向にあります。

地方財政においては、社会保障関係経費の増加を人件費、投資的経費、公債費の削減で吸収してきました。しかし、近年、人件費の上昇、物価高、金利上昇等の歳出の増加要因が拡大し、これまでの歳出構造から大きく変化する転換期が到来しており、区も同様の傾向にあります。

また、投資的経費は老朽化した公共施設の維持・更新経費等により、高水準で推移すると推計しており、今後の財政負担は社会保障関係経費の増に加え、特別区債*の活用に伴う償還経費の増嵩^{そうすう}などを含め一層の増大が見込まれます。

このような区財政を取り巻く環境においても、区は少子高齢化や世帯構成の変化などに伴う生活課題への対応、激甚化する自然災害への備えなど「今」なすべき行政課題に着実に対応するとともに、基本構想で掲げた将来像の実現に向け、成熟した大都市として持続的な成長・発展を遂げられるよう、区民の暮らしの質やまちの価値を高める「未来志向の戦略的な投資」を力強く進める必要があり、そのためには財政の持続可能性を確保することが不可欠です。

将来にわたり行政サービスを安定的・継続的に提供できるよう、中長期的な見地から税財源や財政需要の推計である財政の見通しのもと、これまで培ってきた健全財政を堅持し、将来世代に負担を先送りしない、今を担う現世代の責任を果たす持続可能な自治体経営*を実践します。

イ 区財政を取り巻く状況

(ア) 我が国の社会経済状況

令和7年1月に公表された月例経済報告では、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、アメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としており、今後の動向には引き続き注視が必要な状況です。

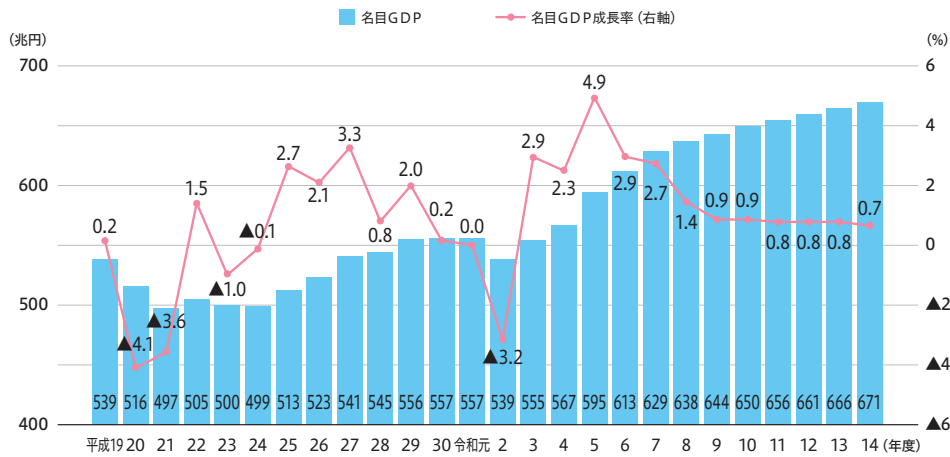
令和6年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」では、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの目標に取り組むとともに、これまでの歳出改革努力を継続することや、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等によりメリハリの効いた予算編成とすること、また、EBPM*やPDCA*の取組を推進し、効果的・効率的な支出を徹底するなど、中長期の視点に立った経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取組を進めるとしてあります。

また、内閣府が令和7年1月に示した「中長期の経済財政に関する試算」では、令和7年度のPB*は現時点で赤字になるとの試算をまとめています。今後は、早期のPB黒字化に向け、「経済・財政新生計画」の枠組みの下、潜在成長率の引上げに重点を置いた財政運営に取り組むとともに、これまでの歳出改革努力や歳出構造の平時化、恒常的な支出増に対する財源確保などを継続すべきとしています。

用語解説

- HANEDA GLOBAL WINGS…P223 ●扶助費…P221
- 特別会計繰出金…P219 ●特別区債…P219 ●自治体経営…P215
- EBPM…P223 ●PDCA…P223 ●PB…P223

名目 GDP と成長率の推移・見通し（過去投影ケース）



資料：中長期の経済財政に関する試算（令和7年1月17日経済財政諮問会議提出）（内閣府）を基に作成

（イ）区財政の現状

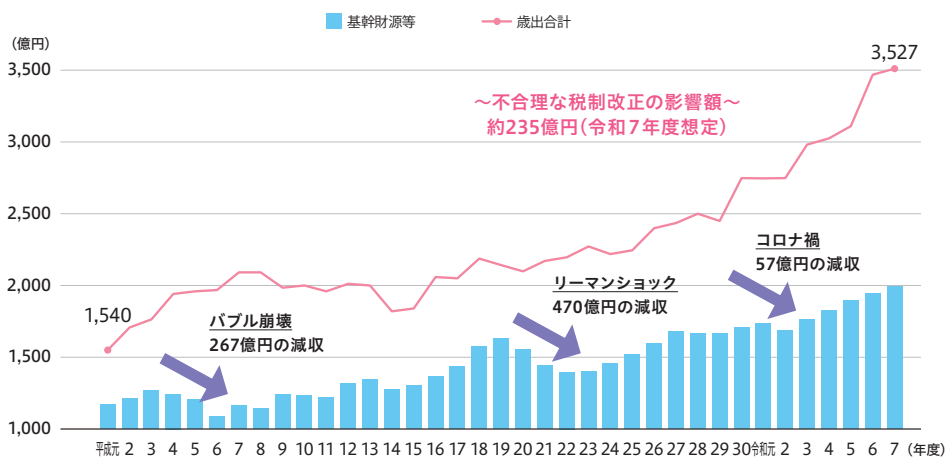
① 歳出総額と一般財源の推移

歳出総額と区が自由に用途を決めることができる一般財源（歳入）のギャップは令和7年度当初予算で1,500億円を超えており、行政ニーズの多様化などにより、歳出総額と基幹財源等*のギャップは年々上昇傾向にあります。

歳出においては、少子高齢化に伴う扶助費*や特別会計繰出金*といった社会保障関係経費、学校・公共施設など区有施設の維持更新や都市インフラの強靱化に向けた投資的経費などが増加傾向にあります。

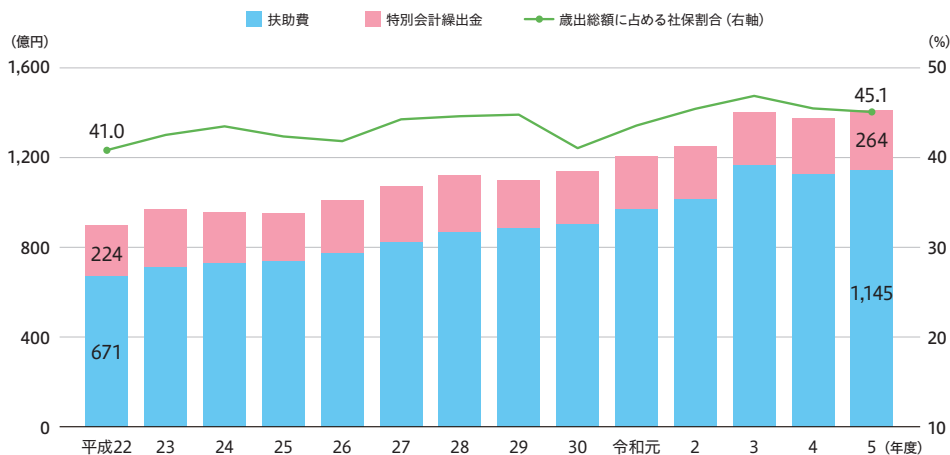
歳入においては、ふるさと納税など国による不合理な税制改正の影響を大きく受けることや景気変動に左右されやすい不安定な歳入構造であることに十分留意し、区政が直面する課題解決に必要な積極的な施策展開と財政の健全性を両立し、持続可能な行財政運営を行う必要があります。

歳出総額と基幹財源等の推移



注1：令和5年度までは決算、6年度は第5次補正後予算、7年度は予算ベース
 注2：令和2年度の歳出総額は特別定額給付金を除く
 資料：所管課実績を基に作成

社会保障関係経費の推移（普通会計決算）

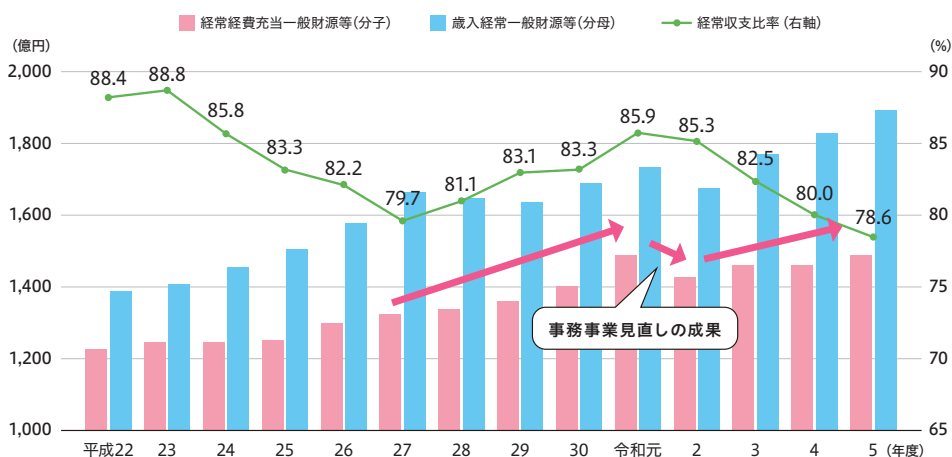


注：令和2年度の歳出総額は特別定額給付金を除く
資料：所管課実績を基に作成

② 経常収支比率*の推移

歳出構造の見直し・再構築により、令和元年度以降、経常収支比率は改善傾向にあります。ただし、近年の改善は、歳入である基幹財源等（歳入経常一般財源等）の増収の寄与が大きく、歳出である経常経費に充当する一般財源等は増加傾向にあることに留意が必要です。減収局面を迎えた際、経常収支比率の急激な悪化を防ぐためには経常経費の抑制が必要となります。

経常収支比率等の推移



資料：所管課実績を基に作成

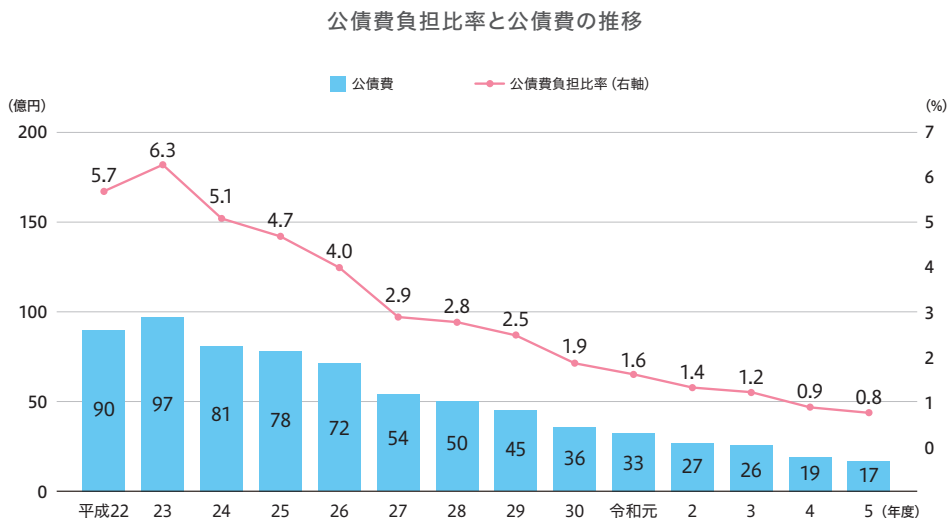
用語解説

- 基幹財源等…P211
- 扶助費…P221
- 特別会計繰出金…P219
- 経常収支比率…P212

③ 公債費負担比率*の推移

公債費負担比率は、これまで特別区債*の発行抑制や償還を進めてきたため、近年は減少傾向にあります。

今後、公共施設等の老朽化に伴う投資的経費は高水準で推移することが見込まれます。公債費負担が急激に増加することがないよう、特別区債を戦略的に活用する必要があります。

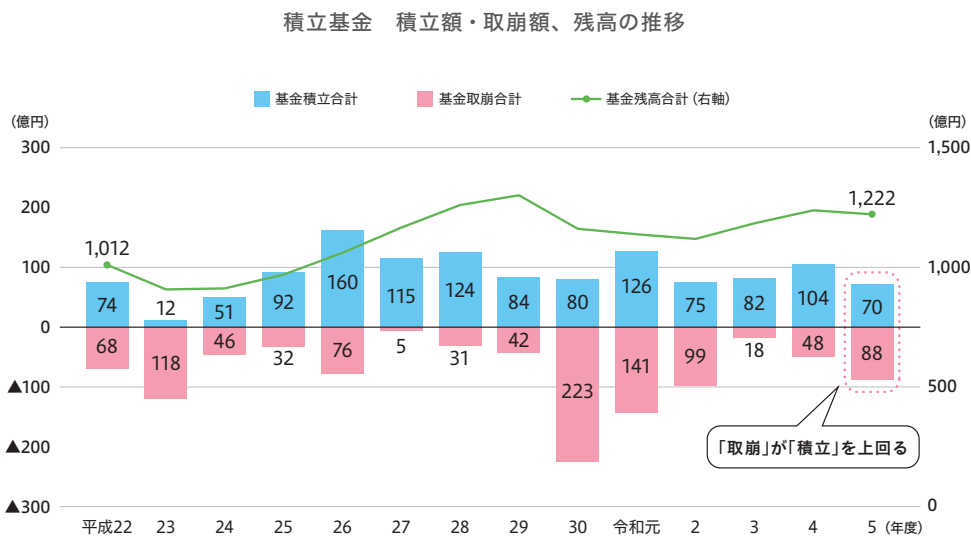


資料：所管課実績を基に作成

④ 基金*残高の推移

区はこれまで、リーマンショック*など経済の変動による減収局面においても、また、新型コロナウイルス感染症対応や物価高騰対策など突発的な財政需要が発生しても、基金を適切に活用することで、安定的・継続的に行政サービスを提供してきました。

これらのほか自然災害などにも十分備えるため、今後も計画的に基金残高を確保する必要があります。

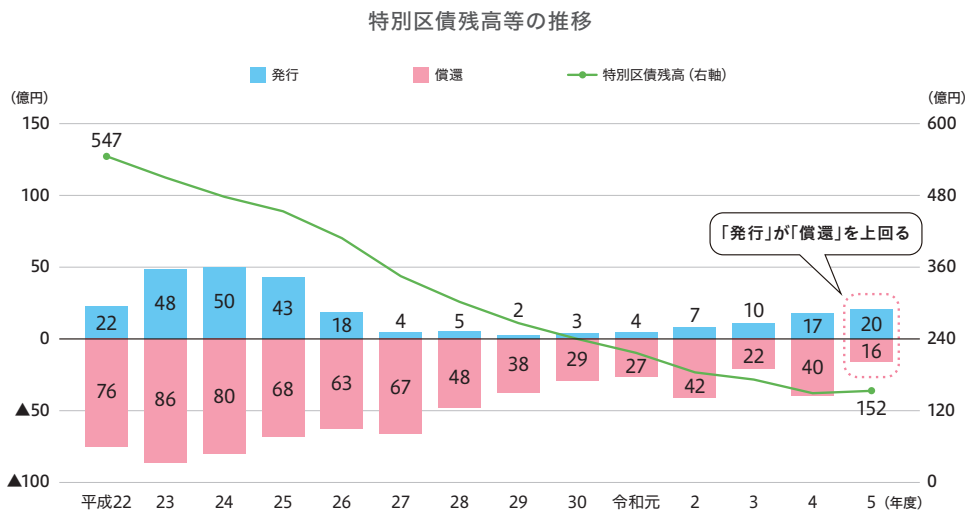


資料：所管課実績を基に作成

⑤ 特別区債残高の推移

区はこれまで、特別区債の発行抑制や償還を進めたため、令和5年度末残高は152億円と、ピーク時の残高と比較して約9割減少しています。

今後も将来負担を考慮しつつ、これまで培ってきた発行余力を活かし、計画的かつ戦略的に活用する必要があります。



資料：所管課実績を基に作成

ウ 財政見通し

(ア) 財政見通し

(単位：百万円)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度 見通し	令和11年度 見通し	令和12年度 見通し	令和13年度 見通し	令和14年度 見通し
歳入合計 (A)	352,710	358,426	367,086	357,798	360,760	363,898	368,441	376,786
特別区税	84,965	85,644	86,542	87,134	87,696	88,236	88,745	89,250
地方譲与税等	29,382	30,950	30,260	30,450	30,634	29,767	31,030	32,933
特別区交付金	85,823	91,175	94,621	96,319	98,526	100,731	102,962	105,220
国都支出金	95,689	96,937	98,918	100,830	100,980	102,115	104,040	106,140
特別区債	10,500	11,100	11,800	11,300	10,800	10,800	9,900	10,200
繰入金	22,870	19,076	21,315	8,047	8,311	8,334	7,734	8,924
その他の歳入	23,480	23,544	23,630	23,717	23,814	23,915	24,030	24,119
歳出合計 (B)	352,710	358,426	367,086	371,390	372,714	378,366	381,330	393,784
義務的経費	157,311	161,787	163,222	169,247	171,376	177,612	179,656	184,763
人件費	46,216	47,929	46,190	48,544	46,928	49,260	47,253	48,864
扶助費	109,289	110,749	112,870	115,125	117,536	120,187	123,144	125,684
公債費	1,806	3,109	4,163	5,579	6,912	8,165	9,260	10,215
投資的経費	50,218	52,202	54,032	50,307	49,842	48,554	47,090	53,792
特別会計繰出金	24,791	24,937	25,005	25,046	25,038	24,933	24,911	24,729
その他の歳出	120,388	119,500	124,827	126,790	126,459	127,267	129,672	130,499
財源不足額 (C) = (A) - (B)	-	-	-	▲13,593	▲11,954	▲14,468	▲12,889	▲16,998

注1：表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある
 注2：財政計画は令和7年度から9年度、財政見通しは令和10年度から14年度とする
 注3：財政基金繰入金は、令和7年度から9年度において計上した

① 歳入

特別区税、地方譲与税等、特別区交付金*は、政府が示す「中長期の経済財政に関する試算(令和7年1月)」などを基に、令和6年12月時点の税制をベースに推計しました。

国・都支出金は、社会保障関係経費などの歳出見通しに応じて推計しました。

特別区債は、投資的経費の歳出見通しに応じて推計しました。

② 歳出

人件費は、報酬、給与、職員手当などを積算し、職員定数や退職者数の見込みなどを基に推計しました。

扶助費*・特別会計繰出金*は、現行制度を踏まえ、「大田区人口推計（令和6年4月）」における各対象年齢の人口推計等を基に推計しました。

公債費は、既発行分に新規発行見込み分の元利償還額を加え、定時償還方式*で推計しました。

投資的経費は、「大田区公共施設等総合管理計画」等を基に、必要な歳出を物価高騰の影響も考慮し推計しました。

(イ) 財政指標目標値

質の高い区民サービスの提供を維持し、自然災害や新たな感染症の蔓延などの予期せぬ財政需要への機動的な対応や、未来への投資を着実に推進するためには、財政の持続可能性を確保することが不可欠です。

そのため、区は以下の財政指標の目標値を定め、絶えず施策の新陳代謝に取り組み、経常収支比率*を適正水準に維持するとともに、計画的な基金*残高の確保や特別区債*の戦略的な活用など、財政対応力を発揮し、将来にわたり強靱な財政基盤を構築します。

① 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、令和5年度は78.6%となりました。

今後、社会保障関係経費や公債費等の義務的経費が増加する見込みではありますが、政策的経費に財源を配分する必要があること等から、80%台を目標とします。

② 財政基金残高

年度間の財源不足を調整する財政基金の令和5年度末残高は約490億円と、標準財政規模の26%以上の残高を確保しています。

今後も、一般財源の減収や将来の財政需要に備えるため、300～400億円程度（標準財政規模の20%程度）を確保することを目標とし、計画的に基金残高を確保していきます。

③ 公債費負担比率*

公債費が一般財源の自由度をどれだけ制約しているかを示す指標である公債費負担比率は令和5年度0.8%となり、特別区債の発行抑制や償還を進めたことで発行余力を蓄えてきました。

今後、公債費負担が急激に増加することがないように、投資的経費の財源として特別区債を戦略的に活用し、3～5%程度を目標とします。

(7) 職員数見通し

ア 職員定数基本計画等に基づく職員定数の縮減と執行体制の強化

職員数については「大田区職員定数条例」により職員定数を定め、これを上限として定数管理を行っています。適正な職員定数を維持するために、これまで職員定数基本計画等に基づき、業務の見直しと職員定数の縮減に努めてきました。

一方で、職員定数を縮減するだけでなく、こどもまんなか社会*の推進や重層的支援体制整備事業*の推進、新型コロナウイルス感染症対応、水防体制の強化など新たに発生する幅広い行政需要に対応するため、執行体制の強化にも努めてきました。

計画名等	期間	職員定数の縮減実績	職員定数の増加実績	備考
平成6年4月1日現在の職員定数		6,264人		
事務事業等適正化計画 おおた改革推進プラン21	平成7～15年度	▲1,055人	419人	職員定数増加は平成12年度の 清掃事務移管に伴うもの
大田区職員定数基本計画	平成16～22年度	▲1,076人		
大田区職員定数基本計画	平成23～25年度	▲248人		
大田区職員定数基本計画	平成26～28年度	▲169人		フルタイム再任用職員の任用 開始(平成26年度～)
大田区職員定数基本計画	平成29～令和3年度	±0人		定年年齢の引上げ(令和5年度～)
大田区職員定数基本計画	令和4～6年度			
職員定数増減合計		▲2,548人	419人	
令和6年4月1日現在の職員定数		4,135人		

イ 職員数の現状と今後の動向

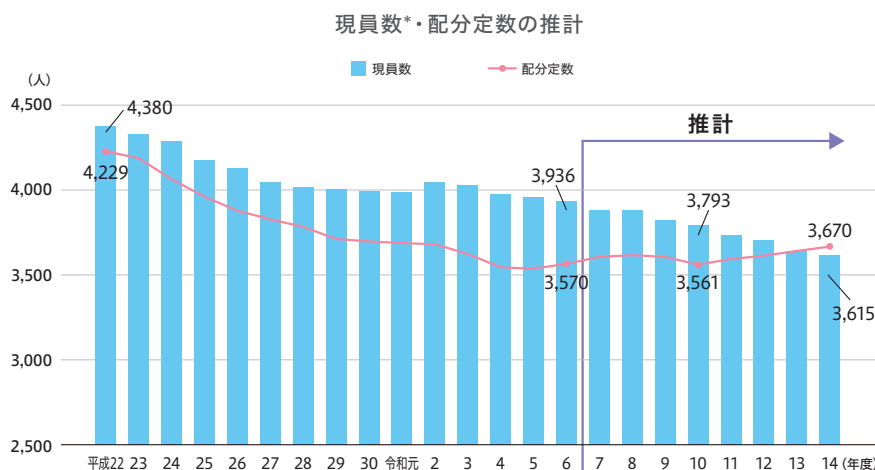
近年、少子高齢化の進行に伴う労働力人口の動向や民間企業における魅力ある職場づくりなどを背景に、必要な職員数の確保が困難となっています。加えて、定年退職を迎える職員は高水準で推移するとともに、普通・勲奨退職をする職員も増加しています。

また、職員の年齢構成や働き方の変化に伴う育児休業取得者の増加や高度化・複雑化する行政需要の変化などによる病気休職者の増加も見られ、今後も同水準で推移することが想定されます。

ウ 職員数と配分定数*の推計

これまでは業務の見直しに加えて、保育園の民営化や技能系*職種の退職不補充*などを進めたことにより、業務量とともに職員数は減少してきました。しかしながら、民間委託などを一定程度推進してきたことから、今後はこれまで以上に業務量を削減することは困難となります。加えて、時代の変化とともに生まれる新たな行政需要に対応するため、業務量の増加は引き続き見込まれます。

一方で、実際に働く職員数については近年の動向を踏まえると減少していくことが見込まれます。



今後の推計を踏まえると、これまでのように新たな行政需要に対応するため、職員数を増やし続けることは困難であり、より一層効率的な組織運営を行うことが不可欠となります。引き続き、大田区職員定数基本計画に基づき、適正な定数管理を行っていきます。

用語解説

- 扶助費…P221
- 特別会計繰出金…P219
- 定時償還方式…P219
- 経常収支比率…P212
- 基金…P211
- 特別区債…P219
- 公債費負担比率…P213
- こどもまんなか社会…P214
- 重層的支援体制整備事業…P216
- 配分定数…P220
- 技能系…P211
- 退職不補充…P218
- 現員数…P212

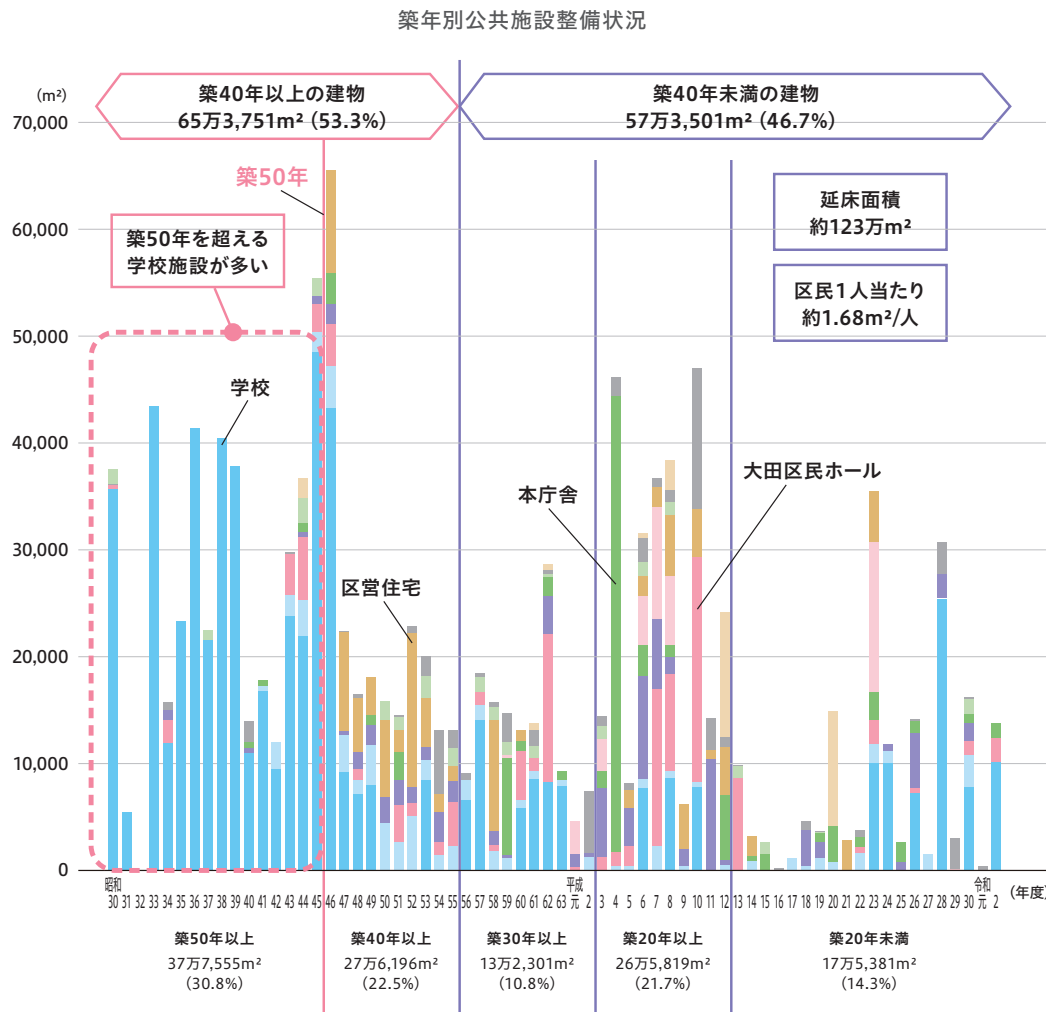
(8) 公共施設マネジメント*

ア 区の公共施設等を取り巻く現状

区では、高度経済成長期の急激な人口増加に伴い、昭和30年代から50年代を中心に、多くの公共施設等（公共施設・インフラ施設）の整備を進めてきました。

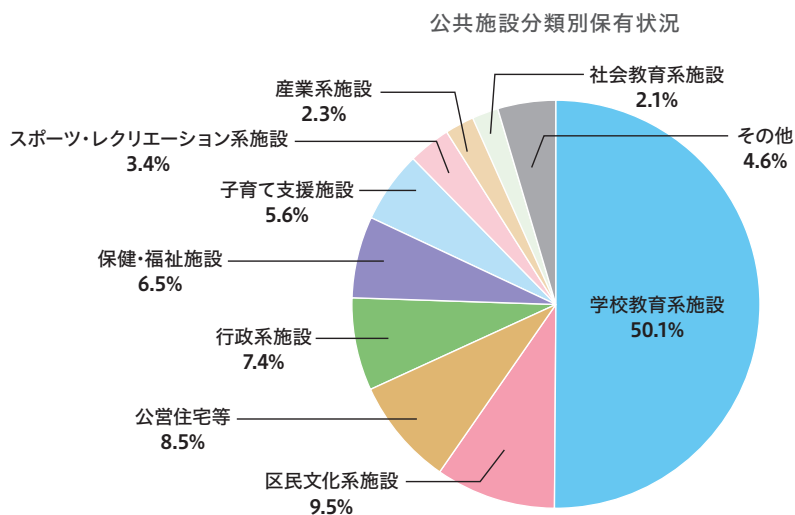
現在、区が保有する公共施設を施設分類別にみると、学校教育系施設の延床面積が最も多く、公共施設全体の50.1%を占めています。

また、延床面積の約半数が築40年以上を経過しており、今後、これらの公共施設等が、一斉に更新時期を迎えることになります。

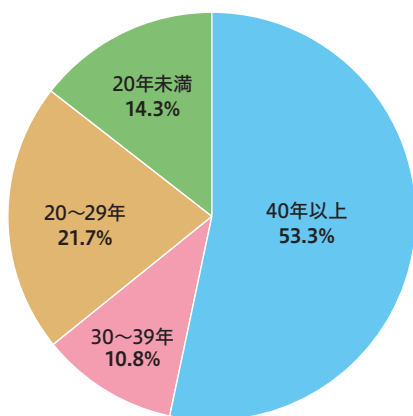


用途名	延床面積	構成比	用途名	延床面積	構成比
学校教育系施設 (小学校・中学校等)	614,633m ²	50.1%	その他 (防火倉庫、自転車駐車場等)	56,491m ²	4.6%
区民文化系施設 (区民センター・文化センター等)	116,289m ²	9.5%	スポーツ・レクリエーション系施設 (総合体育館、スポーツセンター等)	41,659m ²	3.4%
公営住宅等 (区営住宅・区民住宅等)	104,406m ²	8.5%	産業系施設 (工場アパート、産学連携施設等)	28,289m ²	2.3%
行政系施設 (本庁舎、特別出張所等)	90,450m ²	7.4%	社会教育系施設 (図書館、郷土博物館等)	25,778m ²	2.1%
保健・福祉施設 (老人いこいの家、福祉園等)	80,266m ²	6.5%			
子育て支援施設 (保育園、児童館等)	68,990m ²	5.6%			
			合計	1,227,251m ²	100.0%

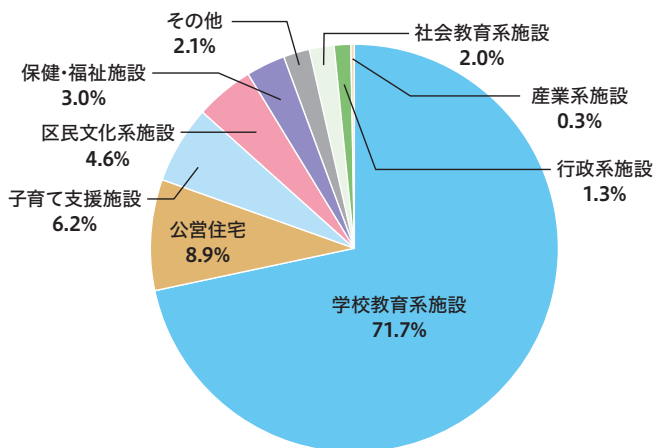
資料：大田区公共施設等総合管理計画を基に作成



公共施設築年数別割合（面積）



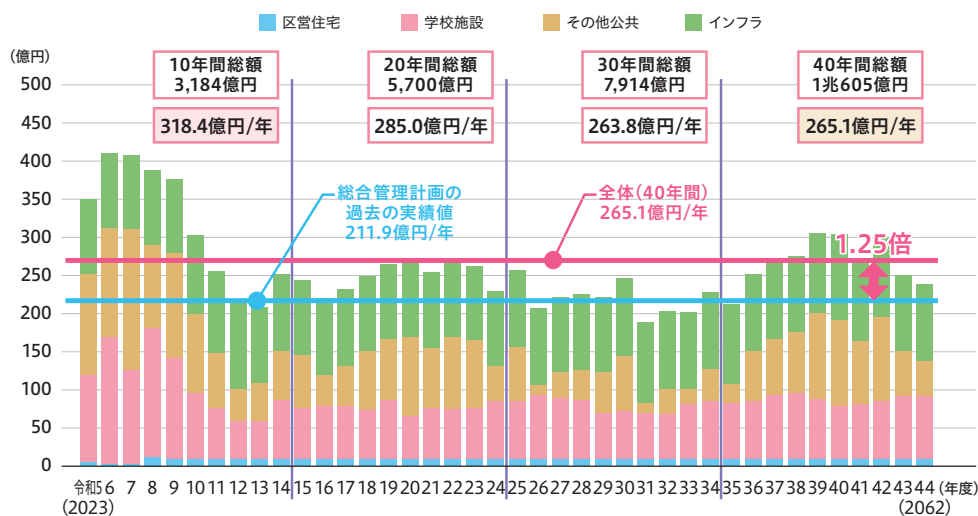
築40年以上の施設種別割合（面積）



資料：大田区公共施設等総合管理計画を基に作成

さらに、今後も、学校の必要諸室の確保や施設のバリアフリー*化等により、延床面積の増加が予測され、施設の維持管理費や更新費用の大幅な増加が見込まれます。

公共施設等の整備費試算（40年間）



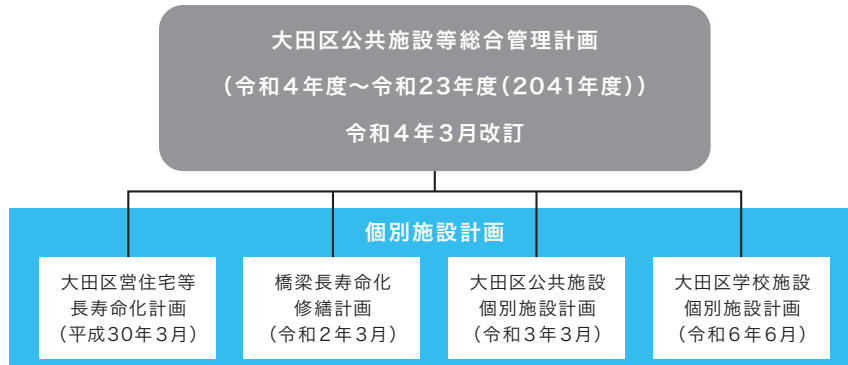
資料：大田区公共施設改築・改修等中期プランを基に作成

イ 「大田区公共施設等総合管理計画」等に基づく公共施設マネジメント*の推進

こうした状況を踏まえ、中長期的な視点を持って、公共施設等の計画的な維持・更新、長寿命化による財政負担の軽減、平準化を図るなど、総合的な管理を行うため、「大田区公共施設等総合管理計画」（平成29年3月策定、令和4年3月改訂）（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

また、総合管理計画に基づき、計画的な維持管理・更新等の具体の対応方針を定めた、個別の長寿命化計画を策定し、効果的・効率的な施設整備やライフサイクルコスト*の削減に努めています。

【大田区公共施設等総合管理計画の体系図】



注：「長寿命化計画」「個別施設計画」ともに、総合管理計画に基づく個別の長寿命化計画

ウ 持続可能な公共施設マネジメントの推進

これまで、総合管理計画等に基づき、公共施設等の維持・更新、長寿命化、既存施設の有効活用、機能向上を目的とした複合化・多機能化等を進めてきました。

今後も、社会経済情勢等の変化や社会的要請への対応により、公共施設の延床面積の増加が予測されます。

引き続き、総合管理計画で掲げたとおり、公共施設の延床面積を、平成27年（2015年）と比べて令和42年（2060年）までに、おおむね1割程度総量削減することを目標として、長期的な視点に立った持続可能な公共施設マネジメントを推進します。

(9) 公民連携の取組

ア 公民連携とは

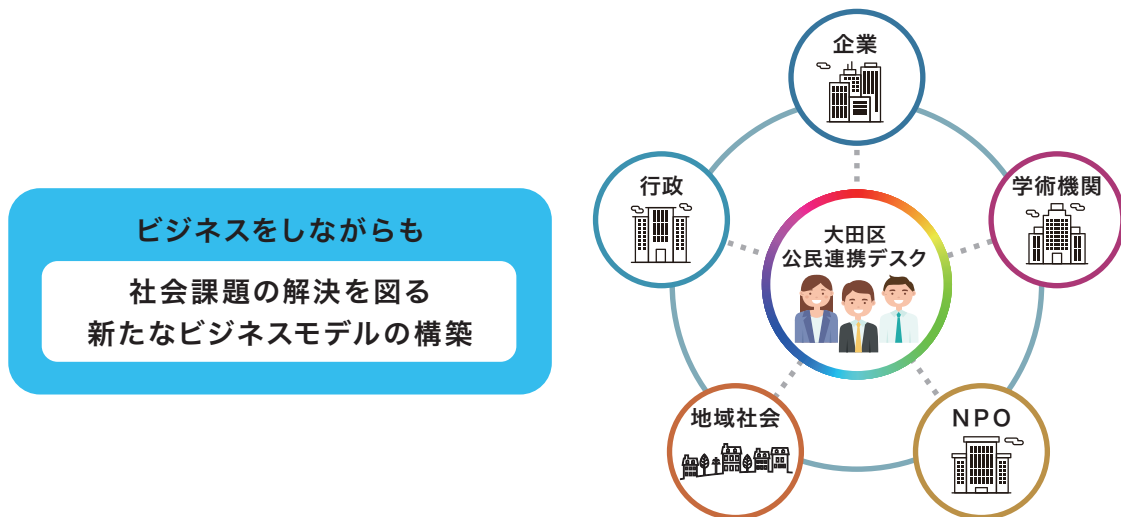
行政と民間企業等が協働*で、それぞれの強みを活かした公共サービスの提供などを行うことをいいます。複雑化・多様化する社会課題やSDGsの目標達成のために、公と民のそれぞれが持つ強みを活かし、未来を切り拓いていく手法です。



強みを掛けあわせ、大田区をフィールドに新たな価値を生み出す

イ 大田区公民連携基本指針

区が行う公民連携に通じる基本的な考え方を示したものであり、区と連携パートナーとなる民間企業等とが共有する羅針盤としての役割を果たします。近年の民間企業等の社会課題の解決に向けた連携機運の高まりを踏まえ、区と民間企業等との連携について、より具体的に定め、各種団体や学術機関等を含む地域の様々な主体による連携・協働を一層推進し、地域力の更なる強化をめざすものです。



ウ 大田区公民連携SDGsプラットフォーム

大田区では、様々な業種や分野のステークホルダー*とパートナーシップを深め、公民連携の取組を活性化させていくための意見交換を行う場として、「大田区公民連携SDGsプラットフォーム」を設置しています。民間企業等と行政が抱える地域課題とのマッチングや民間企業同士をつなぐハブ役を担うなど、大田区をフィールドに地域課題の解決に向けた取組を活発化させていきます。



エ 大田区公民連携デスク

大田区公民連携デスクは、区内における公民連携の旗振り役として、民間企業等からの提案や相談を一元的に受け付ける窓口です。民間企業等の提案と庁内事業部局をマッチングし、双方の強みが十分に発揮され区民・民間企業等・行政の「三方良し」が実現する取組のストーリーを、ともに考え、伴走する役目を担います。

用語解説

- 公共施設マネジメント…P213
- ライフサイクルコスト…P222
- 協働…P211
- ステークホルダー…P217

ア SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals) (持続可能な開発目標)とは、平成27年(2015年)9月に開催された国連サミットにおいて採択された「2030アジェンダ」の中核となる、令和12年(2030年)までに達成すべき国際目標です。

SDGsは、先進国を含む国際社会共通の目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標・169のターゲットで構成されており、各国政府は「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。

また、SDGsは、その達成に向けて政府や民間セクター等のあらゆるステークホルダー*が役割を担って取り組むこととされており、地方自治体もその一主体として重要な役割を果たすものとして期待されています。

イ 大田区におけるSDGsの推進

区は令和4年3月に策定した「大田区におけるSDGs推進のための基本方針」の下、SDGsに関する区職員や区民、事業者等の理解促進を図るとともに、各種計画等へSDGsを反映し、多様な主体と連携しながら、目標達成に向けた様々な取組を推進しています。

また、令和4年4月には、大田区SDGs推進会議を設置し、区の現状や課題の整理、令和12年(2030年)にめざすべき姿、優先的にめざすべきゴール・ターゲットの検討、重点施策の方向性などについて、有識者を交え議論を重ねました。

そして、令和5年5月、区はSDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から「SDGs未来都市*」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体SDGsモデル事業*」にも選定され、いわゆるダブル選定都市となりました。



大田区オリジナルSDGsロゴマーク

2 踏まえるべき社会動向

(1) こども・若者を取り巻く状況

日本の総人口に対する年少人口（0～14歳人口）の割合は年々低下しており、少子化が進行しています。日本の総人口に対する年少人口の割合は、令和5年時点で11.4%ですが、令和22年（2040年）には10.1%になると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所）。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、外出・接触制限による活動機会の喪失、黙食・オンライン授業等によるコミュニケーションの減少、保護者のテレワーク増加による家庭生活の変化など、こども・若者の生活に大きな影響を及ぼしました。

こども・若者の現状に係る調査結果によると、令和4年度児童虐待*相談対応件数は214,843件（厚生労働省「福祉行政報告例（児童福祉関係の一部）の概況」）、令和4年度小・中学校における不登校児童生徒数は299,048人（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）となり、いずれも過去最多を更新しました。

また、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は、令和3年時点で11.5%となっており、特に、ひとり親世帯の貧困率は44.5%と高くなっています（厚生労働省「国民生活基礎調査」）。さらに、SNS*に起因する犯罪の被害に遭ったこどもの数は、令和5年時点で1,665人となっており、近年高い水準で推移しています（警察庁「少年非行及び子供の性被害の状況」）。

このような状況の中、令和5年4月1日に、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、年齢によって必要な支援が途切れないようこども政策を総合的に推進する、こども基本法が施行されました。また、国は、常にこどもの最善の利益*を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会*」の実現に向け、こども政策を強力に進めるための司令塔となる行政組織としてこども家庭庁を設置しました。



こどもや若者を権利の主体として認識し、当事者の視点で、取り巻く環境を視野に入れ、権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが重要であるとともに、こどもを産み、育てたいと考えるその誰もが希望を叶えられるよう、若い世代が将来の展望を描ける環境の整備が求められています。

用語解説

- ステークホルダー…P217 ●SDGs未来都市…P224
- 自治体SDGsモデル事業…P215 ●児童虐待…P215 ●SNS…P224
- こどもの最善の利益…P214 ●こどもまんなか社会…P214

(2) 高齢者を取り巻く状況

日本は欧米諸国に比べ、圧倒的な速さで高齢化が進行しています。令和7年には、団塊の世代（昭和22～24年に生まれた世代）すべてが75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護の需要や、認知症高齢者の増加が懸念されています。また、令和22年（2040年）には、団塊ジュニア世代*（昭和46～49年に生まれた世代）すべてが65歳以上となり、日本の総人口に占める高齢者人口（65歳以上人口）の割合は約35%になると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所）。

さらに、高齢者人口に占めるひとり暮らしの人の割合も、一貫して増加することが見込まれています。令和22年（2040年）には男性24.2%、女性28.3%になると推計されており（国立社会保障・人口問題研究所）、住まいや、地域での暮らしに課題を抱える高齢者の一層の増加も懸念されます。介護職員の必要数は今後も増加していきませんが、これに対し、人手不足を感じる事業所が増えてきており、人材確保のための取組が求められています。



こうした状況の中で、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちが実現できるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム*に関する取組が重要です。地域包括ケアシステムは、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて深化・推進していくことが求められています。分野を越えて関係機関や事業者等と連携しながら推進していくことが必要となっており、地域共生社会*の実現に向けた動きが進んでいます。

(3) 多様性を尊重する社会の推進

平成26年に、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利に関する条約が発効しました。この条約締結を受け、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化されました。例えば、令和3年の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正により、令和6年4月1日から、事業者による障がい者への合理的配慮*の提供が義務化されています。この他にも、障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられていることから、希望する就労へ結び付くための支援がより求められています。

また、年齢や障がいの有無だけではなく、人種や国籍、性別、宗教、価値観等にかかわらず、人々の多様性が尊重される社会の実現が求められています。しかし、例えば性別による役割や思い込みを少しでも感じている人の割合が7割を超える（内閣府「令和4年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査結果」）など、多様性を受容する環境が必ずしも十分であるとは言えません。この他、令和6年6月末の在留外国人数は359万人近くとなり過去最高を更新するなど、日本全体の外国人住民及びその割合も増加していくことが見込まれています。これらを踏まえ、家庭や職場、地域社会における男女共同参画*、多文化共生*の推進をはじめとする、多様性への理解促進の取組を進めることが重要です。



(4) 地域コミュニティ*の変化

コロナ禍*によって加速したライフスタイルの多様化やデジタル化の進展など、様々な要因が重なり、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。それに伴い、自治会・町会*の加入率の低下や加入者の高齢化、地域活動の担い手不足等の課題が生じています。地域課題の解決には、区民一人ひとりの力を源として魅力ある地域を創造していく「地域力」が不可欠であり、多様な主体の連携・協働*などによる、地域コミュニティ活性化に向けた対応が求められています。

(5) 人生100年時代の到来

日本の健康寿命は世界有数であり、今後の更なる健康寿命の延伸も期待され、「人生100年時代」が到来すると言われていています。人生100年時代には、すべての国民に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があります。

近年では、心身が健康であることだけでなく、社会的な面も含め満たされた状態であるウェルビーイング*についても注目が高まっています。ウェルビーイングの向上は、健康状態だけでなく、社会とのつながり、スポーツ・文化・学びを通じた生活の楽しさ・生きがい等、様々な要因が絡みあうため、「健康」をより広い概念として捉えた取組が必要です。



(6) 地域共生社会の実現に向けた動き

上記(1)～(5)のように、現在の日本では、人口減少、少子高齢化、単身世帯の増加、地域社会のつながりの希薄化等を背景に、個人を取り巻く生活課題は複雑かつ多様なものとなっています。例えば、8050問題*、生活困窮者の増加、社会的孤立、ひきこもり・ヤングケアラー*への支援などの課題が挙げられます。

また、複雑化・複合化する地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制が求められています。支援ニーズを有する地域住民を中心とし、制度・分野の縦割りを越えて、地域全体に開かれた形で連携する支援体制の重要度が増しています。

こうした中、平成29年5月に改正された社会福祉法では、すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備等が自治体に求められることとなりました。こうした考え方を具現化するため、令和2年6月の社会福祉法の改正により、属性を問わない「包括的相談支援*」、多様な社会参加に向けた「参加支援*」及び「地域づくり支援*」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業*が創設されています。

多様な人々がともに助けあいながら、すべての人が自分らしく生きがいを持って心豊かに暮らすことのできる地域共生社会を、地域全体で実現するための取組を推進していく必要があります。

用語解説

- 団塊ジュニア世代…P218
- 合理的配慮…P213
- コロナ禍…P214
- 8050問題…P220
- 地域づくり支援…P218
- 地域包括ケアシステム…P218
- 自治会・町会…P215
- ヤングケアラー…P222
- 地域共生社会…P218
- 男女共同参画…P218
- 協働…P211
- 包括的相談支援…P221
- 多文化共生…P218
- ウェルビーイング…P210
- 参加支援…P214
- 重層的支援体制整備事業…P216

(7) 産業経済を取り巻く状況



欧米をはじめとした諸外国同様、日本経済においても新型コロナウイルス感染症の流行による打撃から回復傾向にあります。

しかし、世界情勢の不確実性の高まりに起因した原材料・エネルギー価格の高騰やサプライチェーン*の再構築など、経済を取り巻く環境は刻一刻かつ大きく変化しており、少子高齢化に伴う影響と併せ、個々の企業等が抱えるビジネス環境は厳しいものとなっています。

一方で、コロナ禍*においてデジタル化や国内回帰等の機運が高まり、これが企業の生産性向

上に向けた取組を後押しし、新たな付加価値・ビジネスが創出される機会が生まれています。また、商業・観光産業の側面においては、日本へのインバウンド*が大幅に回復したことに加え、日本人の旅行・観光消費も顕著に伸びており、更なる増加が期待されます。

こうした状況を踏まえ、産業の活性化を通じ、雇用やにぎわいを創出すべく、産業経済の更なる成長を後押ししていくことが求められています。

(8) 自然環境の変化

地球温暖化などに伴う気候変動や自然災害リスクの増大、化学物質やマイクロプラスチック*等による水・大気・土壌等の環境汚染や生態系破壊など、環境問題は今や危機的状況になっています。

こうした状況の中、国は令和2年10月に、2050年脱炭素*社会の実現を目標として掲げ、令和3年4月には、令和12年度（2030年度）において温室効果ガス*を平成25年度比で46%削減をめざすこと及び50%の高みに向け挑戦を続けていくことを表明しました。令和5年3月には「生物多様性*国家戦略2023-2030」を策定し、令和12年（2030年）までの「ネイチャーポジティブ*（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）」の実現を掲げました。

また、東京都は、令和12年度（2030年度）までに、温室効果ガス排出量を平成12年度比で50%削減することを目標に、再生可能エネルギー*利用の標準化や水素エネルギーの普及拡大等、エネルギーの脱炭素化を進めるほか、自然分野や都市環境分野等、各分野の環境問題を包括的に解決することによって、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」をめざしています。

持続可能な社会を実現するためには、エネルギーの脱炭素化を進め、ごみの減量や資源循環に取り組むとともに、自然共生社会*の実現に向け、生物の生息空間を守り、地域の魅力を高める自然環境を次世代に引き継いでいくことが重要です。

地域社会のすべての主体が、環境への理解と関心を深め、主体的に環境に配慮した行動に取り組んでいくことが求められています。



(9) 大規模自然災害の発生

令和6年能登半島地震、平成28年熊本地震、平成23年東日本大震災など、日本各地で大規模な地震が発生し、甚大な被害が生じており、今後も、首都直下地震や南海トラフ地震等の巨大地震の発生が懸念されています。東京都が令和4年に公表した首都直下地震の被害想定では、冬の夕方に都心南部直下地震が発生した場合、区内の死者数726人、負傷者数7,815人と算出され、大田区では避難所避難者数を208,667人と想定しています。

また、地球温暖化などに伴う気候変動により、区の平均気温は平成20年の16.2℃から令和4年の16.9℃へと上昇し、1時間の降水量が50mmを超えるような豪雨の発生件数も増加傾向にあります。令和元年東日本台風や西日本で発生した平成30年7月豪雨では、記録的な降雨の影響により、日本各地で甚大な被害をもたらしました。

大規模な地震や風水害などの自然災害や、新たな感染症の蔓延などのリスクへも対応するため、強靱かつ迅速な復興が可能となる都市インフラやオープンスペース*の整備、地域防災力の向上などが求められています。



(10) 都市づくりの動向

東京都は、令和3年4月に「臨海副都心」と「中央防波堤エリア」を舞台として、50年・100年先の未来の都市像を描いた「東京ベイeSGプロジェクト*」を策定し、ゼロエミッション*の実現や、水とみどり*あふれる都市づくりなどを推進しています。

大田区に近接する品川・田町周辺では、高輪ゲートウェイ駅直結の大規模開発をはじめ、令和16年（2034年）以降のリニア中央新幹線の品川ターミナル駅開業を契機として、品川駅周辺における広域拠点性の更なる向上が進むと考えられます。また、羽田空港アクセス線のうち、「東山ルート」及び「アクセス新線」については、令和13年度の開業をめざし、令和5年6月から本格的な工事が始まりました。川崎市では、新産業創出をめざす「殿町国際戦略拠点」が形成されるとともに、令和4年3月の多摩川スカイブリッジの開通により、羽田空港周辺地域及び京浜臨海部の連携が強化され、多摩川両岸の国際競争力の強化及び成長戦略拠点の形成が期待されます。



多摩川スカイブリッジ

大田区は、これらの広域的な都市機能立地や広域交通ネットワーク形成の要の位置にあることから、周辺区市とともに更なる活力向上を図っていく必要があります。

用語解説

- サプライチェーン…P214
- コロナ禍…P214
- インバウンド…P210
- マイクロプラスチック…P221
- 脱炭素…P218
- 温室効果ガス…P210
- 生物多様性…P217
- ネイチャーポジティブ…P220
- 再生可能エネルギー…P214
- 自然共生社会…P214
- オープンスペース…P210
- 東京ベイeSGプロジェクト…P219
- ゼロエミッション…P218
- みどり…P221

(11) デジタル技術の進展

国は、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDX*を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを一挙につくり上げることをめざして、令和3年9月にデジタル庁を設置しました。以降、日々進展するデジタル技術の活用に向け、様々な取組を進めています。

国内におけるデジタル技術の進展はめざましく、特にAI*や仮想空間*は各分野において実用化が進んでいます。

AIについては、AI技術を発展させた「生成AI*」が急速に普及し、業務の効率化や住民サービスの向上などに寄与することが見込まれます。モビリティ分野においてもAIをはじめとしたデジタル技術が活用されており、令和5年4月の道路交通法の一部改正により、特定条件下での完全自動運転、いわゆるレベル4での稼働が可能となりました。

仮想空間については、仮想空間上で購入した商品が後日自宅に届くサービスが試験的に実施されています。また、ビジネスの世界でも仮想的なワークスペースとして利用されるなど、様々なシーンでの活用が期待されています。

ただし、AIや仮想空間の技術の進展とともに、プライバシーの保護や倫理的な課題が浮上しているため、このような技術の利用に伴うデータ管理やセキュリティ対策を強化していく必要があります。

こうしたデジタル技術の動向を的確に捉えながら、更なる活用を進めるとともに、急速なデジタル社会の進展に当たり、誰一人取り残されることのないよう、デジタルデバイド*解消などの支援を併せて行っていくことも求められています。



 用語解説

- DX…P223
- AI…P223
- 仮想空間…P211
- 生成AI…P217
- デジタルデバイド…P219

